

と推測できる。建物はS E 3755の東と南に鍵の手に配置する。S B 3753の南西部はL字形の堀S A 3838・3839で囲み、S E 3755の北西部も同様の堀S A 3830・3831で囲う。この時期には他に遺構がなく、閑散とした状況といえる。

以上のほかに、建物3棟(S B 3846・3853・3854)があるが、方位がかなり振れ、伴出遺物もないことから時期が明らかでない。堀S A 3843はV期以降のもので、中世になる可能性がある。

3. 小規模宅地の建物構成―月借錢解の再検討を通じて―

今回の調査で明かとなった十坪の遺構の時期変遷については前節で述べたとおりであり、従来平城京の宅地割や宅地内部の構造について指摘されていた次の諸点を再確認した。(1)宅地の規模は次第に拡大する例が多いなかで、五条以南では宅地が細分化されてゆく傾向がある、(2)宅地内部の建物配置について、小規模宅地の場合は雁行式(棟方向を揃えた建物2棟を柱筋を違えて横または前後に斜めに連ねる型)やL字式(建物2棟を棟方向を直交させ近接して配する型)が多い、(3)宅地割施設として道路・溝・掘立柱堀がみられる。更に今回の調査では従来の指摘の再確認にとどまらず、いくつかの新知見を加えることができた。(4)従来文献史料の上だけで存在が予測されていた $\frac{1}{32}$ 町の宅地を初めて確認した、(5) $\frac{1}{16}$ 町の宅地が奈良時代前半に遡る可能性がでてきた、(6)奈良時代後半の $\frac{1}{16}$ 町の宅地に総柱の掘立柱建物を検出した。

ここでは、今回新たに確認した $\frac{1}{32}$ 町の宅地を始めとする平城京の小規模宅地が内包する問題について、まず文献史料の検討を行い、次ぎに今回の調査成果について若干の補足を加えることとする。

宅地割資料としての月借錢解の史料的検討(PL. 23、24、25) 平城京における小規模宅地の存在を示す文献史料として常に用いられるものに正倉院文書中にある月借錢解がある。月借錢解とは、造東大寺司の写経所で写経に従事した下級官人である写経生たちが種々の動産や不動産を質物として写経所に借金を申し込んだ文書で、そのうちの宝亀3(772)年や

月借錢解の年月日	経師名	「家」の所在	「地」	「在物」	月借錢の額	備考	出典
宝亀3.2.25	丈部浜足	右京三条三坊	十六分之半 (1/32町)	板屋2間	500文	11分田3町 (葛下郡)	6-273
〃 3.11.27	〃	〃	十六分之半 (1/32町)	板屋3間	1,000	11分田3町8段 (葛下郡)	19-297
〃 3.12.28	田部国守	左京九条三坊	十六分之四一 (1/64町)	板屋2間	500		6-425
〃 3.12.28	占部忍男	〃	十六分之四一 (1/64町)	板屋2間	500		6-425
〃 3.12.29	他田舎人建足 桑内連真公	左京八条四坊	十六分之四一 (1/64町)	板屋1間	200 500		6-426
〃 4.4.5	山部針間万呂	〃	卅二分之一 (1/32町)	板屋2間	600		6-509
〃 5.2.10	大宅首童子 男大宅首小万呂	右京八条三坊	十六分一 (1/16町)	板屋5間	1,000		6-567

tab. 4 月借錢解の小規模宅地

出典は全て『大日本古文書』により、例えば6-273とあるのは第六巻273頁であることを示す。

同4年に作成された月借錢解のなかに写経生たちが平城京内に有していた「家一区」を質物とした例がある。そのなかで宅地の規模が明記されている例を表にまとめたのがtab. 4である。

tab. 4からは、従来より指摘されている点も含めておおよそ次の諸点が確認できる。宅地割については、①写経生たち下級官人の宅地が坪の $\frac{1}{16}$ を基準として表わされる例が多い、しかし、②実際の下級官人の宅地は基準である $\frac{1}{16}$ 町の $\frac{1}{2}$ や $\frac{1}{4}$ 、即ち $\frac{1}{32}$ 町や $\frac{1}{64}$ 町である。一方、③下級官人の宅地のなかには坪の $\frac{1}{32}$ を基準として表わされる例もわずかながら1例存在する。宅地内部の構造にかかわることでは、④下級官人たちの $\frac{1}{32}$ ～ $\frac{1}{64}$ 町程度の宅地には平均2～3棟の板屋が存在した、しかし、⑤そのなかに「倉」の存在は確認できない。こうした小規模宅地の分布の傾向として、⑥平城京の南辺に近い八条や九条で、しかも東西両端に近い三坊や四坊、あるいは外京に集中している。

まず、小規模宅地の分布に関する⑥については、平城京内における居住者の位階分布から高位の官人が平城宮近辺に宅地を占めているとの指摘の裏返しとして当然のことである。

次に、宅地割に関する①～③についてみる。①は平城京における宅地規模を表示する基準として $\frac{1}{16}$ 町を想定する有力な史料的根拠とされる点である。しかし、 $\frac{1}{16}$ 町という基準が平城京遷都当初にまで遡り、宅地班給の基準の一つであったか否かは検討の余地がある。①～③から推測されるのは、宝亀年間を遡るある時期に $\frac{1}{16}$ 町宅地が出現し、宝亀年間には少くとも宅地の規模を表示する基準の一つとして $\frac{1}{16}$ 町という単位が認められるに至り、更にこの頃には宅地の細分化が一段と進行して現実には $\frac{1}{16}$ 町の $\frac{1}{2}$ や $\frac{1}{4}$ の規模($\frac{1}{32}$ 町や $\frac{1}{64}$ 町)が下級官人の宅地として標準的なものとなりつつあり、そのなかでも $\frac{1}{32}$ 町宅地が新たな宅地規模を示す基準の一つと認められるようになってきていた、ということである。

下級官人の宅地の内部構造に関わる④⑤については、既に彼らの宅地が全て板屋で構成され「倉」は存在しなかったと指摘され、これらのことが下級官人の戸の京戸あるいは京の居住者としての経済的な未自立を示唆するとの見解も出されている。このように考える前提には、当然、月借錢解に質物として記載されている建物^(註22)がその宅地に存在する全ての建物であるとの理解があるが、かかる前提が成立しうるか否かの検討がまず必要である。そこで注目されるのは、tab. 4の丈部浜足に関する二通の月借錢解の存在である。二通の解は、9ヶ月余りの間を置いていずれも右京三条三坊にある宅地を質に借金を申し込んだことを記している。丈部浜足が同じ坊内に同一規模の宅地を二箇所ほぼ同時期に有していたと考えるのではなく、同一の宅地について二度入質したとすると、二通の解に記された板屋の数に齟齬のある点が留意される。二通の解それぞれに記された数の板屋が実際に $\frac{1}{32}$ 町宅地に存在していた全建物であるとする、丈部浜足は9ヶ月余りの間に自らの宅地内に新たに1棟の板屋を建て増したことになる、下級官人の京内にある宅地における実生活の一端を窺わせる貴重な文献史料となる。しかし、実際にはいずれの時点においてもこの宅地には3棟以上の板屋が存在し、丈部浜足が必要とした金額の多少に応じて2月にはその

うちの2棟を、11月には3棟を、それぞれ質物としたと解することもできる。以上の解釈を示唆するのは次の二点にある。第一に、2月の解をみると、浜足の借錢額を記した「壹貫文」が朱筆で抹消され「伍佰文」と訂正されていることから、浜足は2月の解で1貫文の錢を借りるために「地」 $\frac{1}{8}$ 町・板屋2棟の「家一区」と田分田3町を質物としたが、実際には500文しか借りられなかった。そこで浜足は11月にまた1貫文を必要とした時に入質する板屋の数及び口分田の額を増したと考えることができる。猶、板屋同様、11月の解で入質された口分田の額が2月に比べ8段益している点について、この二通の解が作成された9ヶ月余りの間に班田収授が行われ口分田が増加したためにいずれの場合もたまたま浜足の戸の全口分田を入質したにすぎないのであって、いずれも板屋・口分田については全てであるとの解釈が成り立つかにみえるが、班年は宝亀3年ではなく宝亀4年であるので、この解釈は成り立ち難い。第二に、本来「家」を構成する重要な要素であるはずの建物(註24)が「地」とは別個にそれだけで入質・売買・施入され、実際に建物だけが解体され別の地へ運ばれてのち建てられている例もしばしばみられ、建物が不動産たる「地」と密接な関係を保ちながらも動産としての側面を強く有していた可能性がある。家地の売買や入質の文書で、まま建物がその「地」の「在物」(註25)として記されることがあり、これも「地」とそこにある建物との緊密な関連を示すとともに、建物が「物」(「財物」「資財」といった語で表される動産)として扱われていたことを示唆していよう。(註26)
以上の二点を考慮すると、一般に、月借錢解にあらわれる建物がその宅地に存在する全ての建物であるか否かについては慎重な検討が必要だということになる。一方また、このように月借錢解にあらわれる建物がその宅地にある全建物を網羅していない可能性が出てくると、⑤の月借錢解に「倉」があらわれないことが、 $\frac{1}{16}$ ～ $\frac{1}{64}$ 町といった小規模な宅地に「倉」が存在しなかったことを示すと結論付けるのは問題であり、そこから一般の京戸や京の居住者の経済的な未自立を導き出すのも慎重であらねばなるまい。「倉」について言えば、月借錢解以外の平城京の宅地に関する史料では、「倉」だけではなく「屋」にも「資財」が収納されていたことが確認でき、「屋」と表現される建物にも収納施設としての一面をもつものがあつたことは間違いな(註27)
い。問題は、「倉」と「屋」の相違が建築構造の相違に由来するだけなのか、あるいは収納される動産の内容や、消費・蓄財の在り方とも関連するのか、という点にある。(註28)

遺構上の建物構成 上述の月借錢解の史料的検討から導き出された平城京の小規模宅地に関する問題点を踏まえ、今回の調査成果について若干の検討を加えておこう。(註29)

宅地割については、既述の如く(4)(5)の点を確認した。しかし、このうち(5)の奈良時代前半に遡る可能性のある $\frac{1}{16}$ 町宅地の場合、実際には、十坪の東西中軸線上を東堀河が南流していたことに制約され、東西に細長い $\frac{1}{8}$ 町宅地が東半 $\frac{1}{16}$ 町と西半 $\frac{1}{16}$ 町とに二分されたために、必然的に $\frac{1}{16}$ 町宅地が生まれたと解すべきで、極めて特殊な事例と見做すべきであろう。従来の調査で $\frac{1}{8}$ 町宅地より小規模な宅地は奈良時代前半に遡って確認されていないことも考慮すると、今回確認した $\frac{1}{16}$ 町宅地の例をもって直ちに $\frac{1}{16}$ 町宅地が奈良時代前半に一般的

に存在していたとすることはできない。

宅地の内部構造に関連した施設として既述の(6)の総柱の掘立柱建物の検出がある。以前、畿内の古代村落遺跡との比較を通じ、平城京の宅地に発掘調査によって倉庫と確認しうる総柱の掘立柱建物は存在しないとされていたが、文献史料の上では平城京の宅地にも「倉」の存在が確認でき、発掘調査によって検出される総柱構造を伴わない倉庫の機能をもつ建物が存在するのではないかと^(註31)の推定されていた。^(註32)しかし、近年の平城京の調査では、京の宅地にも倉庫と考えられる総柱の掘立柱建物の検出例が次第に増加する傾向にある。^(註33)ただし、従来の発掘調査で検出された例の多くは宅地の規模が明らかでなかったり、^(註34)1/8町以上の中・大規模宅地の場合に限られていた。したがって、奈良時代後半の1/6町宅地に伴う総柱建物の確認は小規模宅地の例として貴重である。ただ、遺構として検出された総柱建物の倉庫が即座に文献史料にあらわれる「倉」と全く同じものと考えてよいのかは別問題で、先に述べた文献史料上の「倉」と「屋」との問題ともかかわらせて理解する必要がある。

以上、今回の調査で得られた宅地割及び宅地の内部構造に関する成果は大きいですが、その評価には今後の解明にまつべき問題点も多い。殊に、文献史料が平城京の宅地について有している情報量とその質についてはかなり限界があり、その扱いにも慎重さが要求される。いずれにしろ、文献史料と発掘調査の成果を安易に結び付けるのは避けるべきで、今後の両方面における研究調査の成果の積み重ねに期待される点が大きい。

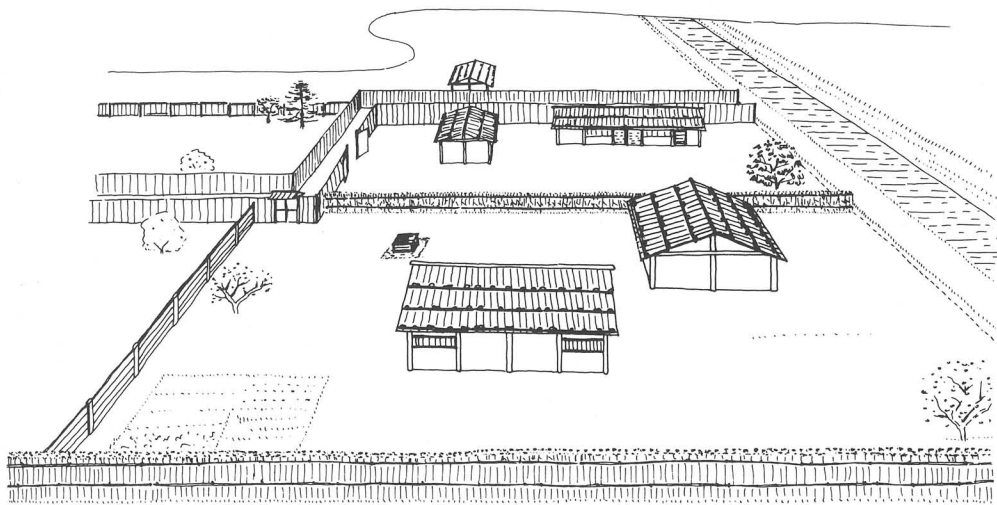


fig.32 III期の宅地復原想像図(北から)

- (註16) 奈良国立文化財研究所『平城京左京四條二坊十五坪発掘報告』1985
- (註17) 町田章「都市」(『岩波講座日本考古学』4 集落と祭祀所収 1986)
- (註18) 註16報告書。
- (註19) 奈良国立文化財研究所『平城京左京三坊二坊三坪発掘調査報告』1984
- (註20) 奈良国立文化財研究所『平城京左京四條四坊九坪発掘調査報告』1983 猶、発掘調査の成果から、宮に近いほど宅地の規模は大きく、遠ざかるに従って小さくなる傾向があることも既に黒崎直「平城京における宅地の構造」(『日本古代の都城と国家』所収 1984)に指摘がある。
- (註21) 古くは、喜田貞吉「本邦都城の制」(『歴史地理』18-6 1911)、田村吉永「平城京内の宅地割について」(『大和志』5-8 1938)、松崎宗雄「平城京宅地割の一例」(『建築史』2-6 1940)、大井重二郎『平城京と条坊制度の研究』1966等、近年では、北村優季「京戸について—都市としての平城京—」(『史学雑誌』93-6 1984)、栄原永遠男「都のくらし」(『古代を考える奈良』所収 1985)等。
- (註22) 註21北村論文。
- (註23) 従来、月借錢解に記された宅地1個所だけが写経生たちの京内での宅地であるとの暗黙の了解があるようであるが、実は全くその保証はないのであり、検討の余地を残している。
- (註24) 虎尾俊哉『班田収授法の研究』1961
- (註25) 因みに、以上の如くに考えてよいなら、2月の解に記された3町も11月の解に記された3町8段も、いずれも丈部浜足の戸の全受田額である(中村順昭「平城京—その市民生活」『歴史と地理』334 1983年6月、註21北村論文、註21栄原論文、等)との保証はないこととなり、下級官人の京居住者である同戸の規模をこれらの史料から直接復原推定するのは困難となる。
- (註26) 月借錢解にみられる入質の例としては、宝亀3年8月29日狛子公等解(『大日古』6-319)、宝亀3年6月15日坂合部秋人解(『大日古』19-312)、宝亀3年9月8日物部首乙麻呂・唐広成解(『大日古』19-305)、宝亀3年9月11日僧行芬解(『大日古』19-300)等。売買による移築の例としては、藤原豊成が紫香楽に有していた板屋を購入し食堂として石山寺に移築した例(『大日古』16-206等)、越前国桑原庄での板屋の購入例(『大日古』4-52等)等。施入の例としては、やはり石山寺へ施入移築された法備国師の板殿(『大日古』16-204等)があり、現在に遺る建築にも法隆寺東院伝法堂のような例もある。
- (註27) 日本の古代において、建物を不動産たる土地と同一視したか否か疑問の余地があることについては、例えば石井良助『日本法制史概説』1948に指摘だけがある。
- (註28) 月借錢解にあらわれる「在物」の語については、註21大井著書に板屋に「物を含む」意であるとの解釈が示されている。しかし、同じ月借錢解にあらわれる「在板屋二間」等は「在物」の「物」が省略された表現と理解できるし、また家地の売券等(例えば、宝亀3年8月11日大宅朝臣船人牒『大日古』6-389)に記された「在物」は明かにその土地に「在る」物との意味である。
- (註29) ただし、丈部浜足の場合を除いて、他の例では宅地とともに入質された建物がそこに存在した全建物であった可能性は十分にある。
- (註30) 例えば、奈良国立文化財研究所『唐招提寺史料』第一 1971 所収の唐招提寺文書天之卷第一号文書。
- (註31) 鬼頭清明「平城京の発掘調査の現状と保存問題」(『歴史評論』346 1979)
- (註32) 註30参照。
- (註33) 註20黒崎論文。
- (註34) 註20報告書、奈良国立文化財研究所編『平城京右京二条二坊十六坪発掘調査概報』1982等